給水装置工事の注意点

・工事費について

給水装置とは、配水管から分岐して、家庭まで引き込まれた給水管、分水栓、止水栓、水道メータ、 蛇口等で構成されており総称して「給水装置」といいます。給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に 要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する方の負担となります。

・使用材料について

道路部分及び家屋内の使用材料は水道法の基準に適合したものを使用して下さい。

また、井戸水等その他の配管と上水道の配管を相互連絡することは絶対しないで下さい。

・給水栓数について

現在、南山城村ではメータ口径による栓数の基準はありません。しかし、同時使用による給水栓での水圧、水量の低下が考えられますので、栓数を多く設置される場合は給水装置の口径を20mm又は25mmにして申請して下さい。

・給水装置の管理について

水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、 異常があるときは、直ちに南山城村役場水道係まで連絡して下さい。

修繕を必要とするとき、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担となります。

なお、配水管から水道メーターまでの区間での不可抗力による漏水の修繕は南山城村が行い。

・メーターの設置について

その費用も村が負担します。

メーターの設置は宅地内の建築物の外で衛生的で損傷の恐れが無く、道路に近い地点で、点検及び取替作業を容易に行うことができる場所に設置して下さい。

検針員が容易に検針できる場所に設置し、門を開けて進入しなければならないような場所は避けて下さい。 ガレージ等に設置される場合は、駐車されていても容易に検針できる場所に設置して下さい。

車の下やタイヤの下敷きになるようなところや、シャッターの中側には設置しないで下さい。